用語解説

あ

アクセス…施設などへの接近方法。

オープンスペース…都市の中の公園・広場、河川など、建物が建っていない土地で、交通用地（道路、鉄道敷等）でないゆとりの空間。

エコ・コミュニティ…エコロジー（Ecology）とコミュニティ（Community）を結びつけた造語。人間社会の営みと生態系との関わりを考え、生態系の一員として自然環境に配慮することで、持続可能な社会を目指す地域コミュニティのこと。

か

街区公園…主として街区内に居住する人の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で１ヵ所当たり面積０。25haを標準として配置します。

危険ブロック塀改善融資制度…地震などで倒壊する可能性のある危険なブロック塀について、個人が自己診断して改善しようとする場合、横浜市が工事資金の一部を無利子で融資する制度。

狭あい道路拡幅整備事業…幅員４m未満の狭あいな道路のうち、「整備促進路線」に指定された路線において、これに接した敷地で拡幅整備を行う場合に、舗装費用や整備支障物件の除去費用などの助成を受けることができる制度。横浜市では、「狭あい道路の整備の促進に関する条例」が制定されている。

近隣公園…主として近隣に居住する人が利用することを目的とする公園で、誘致距離 500mの範囲内で１ヵ所当たり面積２ha を標準として配置します。

景観法…都市や農山漁村などの良好な景観の形成を図るため、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区などにおける規制や景観整備機構による支援など、所要の措置を講ずる総合的な法律。平成１６年新たに制定された。

建築協定…住宅地としての環境や商店街としての利便を維持増進することなどを目的として、土地の所有者などの全員の合意によって、建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠などに関する基準について協定を締結する制度。

コミュニティ・スクール…区民の交流や地域活動の身近な拠点として、小中学校や既存施設の活用などにより整備している施設。

さ

市街化区域…都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及びおおむね１０年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画で指定した区域。

市街化調整区域…都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域として、都市計画で指定した区域。建築行為や開発行為が制限される。

市民農園…自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会などを提供するために、レクリエーション活動として野菜などの栽培を行えるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園のこと。

市民利用型農園促進特区…横浜市全域において、農家や農地を所有しない個人・法人が一定の手続きで市民農園を開設できる規制緩和の特区として認定されている。

生産緑地地区…生産緑地法に基づき、都市計画に定める市街化区域内にある農地を保全するため、生産緑地地区に指定することで、良好な都市環境の形成を図る地区。

た

第一種低層住居専用地域…低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域で、住居と幼稚園、小中学校などの立地が認められる。

第一種中高層住居専用地域…中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域で、住居や比較的大規模な公共施設、また床面積５００㎡以内の日常生活に必要な店舗や飲食店の立地が認められる。

第一種住居地域…住居の環境を保護するため定める地域で、マージャン店・パチンコ店、床面積 3,000 ㎡を超える店舗や事務所などの立地は認められない。

宅地防災工事資金融資制度…がけ崩れ災害の防止のために、横浜市から擁壁築造工事又は擁壁築造工事に伴う排水施設の設置、改善などの工事を行うよう勧告、改善命令又は要望を受けた人で、擁壁築造工事に必要な資金の融資を希望する人に、（財）横浜市建築助成公社から工事資金を融資する制度。

地域医療救護拠点…震災など災害時に発生する負傷者の応急医療のため、医療品を備蓄し、医療救護隊による応急医療や、医療施設の被災で受診が困難になった慢性疾患患者の緊急医療などが行われる。

地域防災拠点（震災時避難場所）…身近な市立の小・中学校を災害時の避難場所とし、情報受伝達、防災資機材の備蓄などの機能と適切な運営体制を備えた防災拠点として整備する。

地区計画…地区の特性に応じた良好な環境の街区を整備、保全するために、建築物の敷地・位置・構造・用途・形態および道路や公園の配置などについて、土地所有者などの意向を反映して、市町村が都市計画として定める制度。

都市計画提案制度…土地所有者などが一定の条件を満たした上で、市町村に用途地域の変更など、都市計画の提案ができる制度。平成１５年の都市計画法の改正により制度化された。

都市計画道路…都市計画決定された都市施設を都市計画施設といい、都市計画道路はその一つ。その区域内では、建築規制が課せられる。なお、都市施設には道路のほかに下水道･公園･ごみ焼却場などがある。

土地区画整理事業…土地区画整理法に基づき、土地の区画形質を整えるとともに、土地の活用に必要な道路や公園などの都市基盤施設の整備を行う事業。

な

生ごみ処理機…主に家庭ごみに多く含まれる生ごみなどの有機性廃棄物を高速で堆肥化する技術や、生成した堆肥、さらには周辺の技術やシステム全般のこと。大規模なコンポスト化プラントから、家庭用の小型生ごみ処理機まで多種多様なものがある。

農業専用地区…まとまりのある良好な農地の確保により、都市農業の確立と都市環境を保全することを目的として、市の要綱により設定される地区。

は

花いっぱい運動…道路沿道の花壇などを地域の住民やグループによって手入れや花植えをする活動。

防災協力農地…災害時において、一時的な避難空間や仮設住宅などの建設用地として、あらかじめ所有者の了解を得た農地を登録して活用する。

ま

まちづくり交付金制度…地域の特性を生かしたまちづくりを実施するため、市町村が都市再生整備計画を作成し、国の都市再生基本方針に適合している場合に、これに基づいた事業の費用について交付金が受けられる制度。

木造住宅耐震診断士派遣制度…地震に強い安全な街づくりを目指すために、木造個人住宅の「耐震診断」を横浜市が無料で行うもので、耐震診断を希望する市民に市長が認定した「木造住宅耐震診断士」を派遣し、調査を行い、

市民の耐震対策を支援する制度。

や

要援護者…災害発生時の避難行動など臨機に対応することが難しく、その後の生活に様々な困難が予想される人。具体的には、寝たきりの状態やひとり暮らしの高齢者、身体障害や知的障害をもつ障害（児）者、けがをしている人、病弱な人、子どもなどをさす。

用途地域…都市機能の維持や増進、また住環境の保護などを目的として土地の合理的利用を図るため、建築物の用途、容積率、建ぺい率などについて制限を行う制度。住居系７種、商業系２種、工業系３種の用途地域がある。

横浜市地域まちづくり推進条例…市民等及び横浜市が協働で進める地域のまちづくりについて、組織づくり、プランやルールづくりなどの市民参画の方法・手続きや、市民主体のまちづくり活動への支援策を定める条例。

横浜Ｇ３０プラン…平成２２年度における横浜市のごみ排出量を平成１３年度に対し、３０％削減する目標達成に向けた、減量・リサイクル行動のこと。

ら

リデュース・リユース・リサイクル…循環型社会の３つのキーワード。リデュース（Reduce：廃棄物の排出抑制）、リユース（Reuse：製品のままでの再使用）、リサイクル（Recycle：加工しなおしての再利用）をあわせて３Ｒと呼ぶ。

緑地保存地区制度…市街化区域内の主に樹林に覆われた、おおむね１,０００㎡以上のまとまりのある緑地を対象として、土地所有者の協力で緑地保存地区として指定し、保存することにより、良好な都市環境の形成及び健康で文化的な住宅環境の確保を図る制度。

その他

ＮＰＯ…Non Profit Organization（民間非営利法人）の略称。市民や専門家などにより構成される、自由な活動を担う営利を目的としない組織。